

医療ワンポイントアドバイス

糖尿病治療中の方が 利用できる制度について

地域医療連携室
医療ソーシャルワーカー 橋爪 祥人

糖尿病の治療を受けておられる患者様が近年増加し、不安を抱えて生活されている方は少なくありません。今回は、11月14日が“世界糖尿病デー”ということで、糖尿病の治療中の方が利用できる制度についてご紹介させていただきます。



現在、世界の成人人口の約5～6%が糖尿病を抱えており、その数は増加の一途を辿っています。このような状況を踏まえ、国際連合が2007年より「世界糖尿病デー」を11月14日に制定しました。11月14日は、インスリンの発見者であるパンディング博士の誕生日です。

毎年、「世界糖尿病デー」には、日本では東京タワーや鎌倉の大仏、大阪城、通天閣などを「世界糖尿病デー」のシンボルカラーである青にライトアップし、糖尿病の予防、治療、療養を喚起する啓蒙活動が展開されています。

【介護保険】

<対象者>

介護を必要とする65歳以上の方と40歳以上65歳未満で糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症等の指定された病気の方が利用できます。

<在宅サービスの種類>

訪問介護、訪問看護、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、住宅改修、福祉用具貸与

<利用方法>

市町村役場へ、要支援・要介護認定の申請をおこない認定を受けます。認定区分は7段階あります。認定後、ケアマネジャーを決めてサービスを利用します。サービスの費用負担は1割負担です。

☆介護保険外のサービスですが、糖尿病食などカロリー制限のある方の食事をご自宅に届ける宅配サービスもあります。



【社会保障制度】

糖尿病に関連した障害により、一定の条件を満たす患者様は各都道府県および市区町村などから、医療費の助成を受けることができます。

●小児慢性特定疾患治療研究事業 <18歳未満のⅠ型糖尿病の児童>

小児慢性疾患のうち特定疾患で治療が長期間にわたり医療費負担が高額となるものについて、治療研究の対象となるため各都道府県より医療費自己負担が助成されます。

●特別児童扶養手当 <Ⅰ型糖尿病の児童をもつ保護者>

身体または精神に障害のある20歳未満の児童保護者に対し、年3回扶養手当が支給されます。障害の程度により支給額は異なり、本人や保護者の所得制限、毎年の資格見直しがあります。

●障害基礎年金 <糖尿病合併症のある方>

国民年金加入者が重度の障害者になった場合に受給できるもので、合併症の有無や程度など総合的に考慮され決定されます。所得制限はありませんが、障害の認定日、年齢、障害の原因となった疾病の初診日、年金加入状況などで受給額が異なります。

※ お勧めの方は、障害基礎年金に障害厚生年金が加えられます。

●心身障害者等福祉手当 <失明、人工透析、下肢切断の方など>

該当する疾患をもつ患者様に対し、市区町村より毎月手当が支給されます。疾患の程度により等級が決められ、受給額が異なります。所得制限などの資格条件があります。

●高額療養費制度

各種健康保険に加入しており、1ヶ月の医療費が基準額以上を越えると、越えた分は「高額療養費制度」により、医療費の払い戻しを受けることができます。年齢、収入等により負担額が変わることがあります。

今回ご紹介しました制度の概要や手続きについてご不明な点がございましたら、お気軽に地域医療連携室までご相談ください。

地域医療連携室 Tel0721-24-6100(直通) 月～金/8:30～17:00 土/8:30～12:30(祝日を除く)